

1年D組 学級活動

授業者 渡辺冬花
展開場所 1D教室

I 題材名 アニメのキャラクターの使用 どこまで許されますか？

II 題材の目標

- 1 具体的な事例を通して、学校生活の何気ない活動が、著作権法とかかわりがあることを理解する。
- 2 著作権法の内容を踏まえながら活動することによって遵法精神を育て、自他の権利を認めながら生活する力を身につける。

III 展開 (1回の取り組み時間は20分)

回	学習内容と活動	支援上の留意点 (○) および評価 (◇)
1	1 文化祭の学級発表 (音楽発表) を紹介する ポスターの案を話し合う。 2 次回までに各グループで 1 作品ずつ簡単な 原案を作成する ・レイアウト、取り入れるイラスト、担当者を決める。	○ ポスターに記載する必要なことがらを発表 させる。【日時、場所、内容、イラストなど】 ◇ 学級の取り組みをアピールできるポスター の条件が理解できたか。 ○ 著作権法の内容には触れずに、自由にデザイ ンさせる。 ○色遣い、イラスト等まで考えさせる。
2	3 グループごとに作成した原案を提案する。 【予想される生徒の原案】 ○生徒によるオリジナルキャラクター ○人気のあるアニメのキャラクターを使用 ・忠実に原画を模倣した作品 ・キャラクターを細工した作品 4 著作権法と照らし合わせながら、合法的な 原案を選出したり、修正したりする。 【著作権と関わる原案の例】 ・キャラクターの色を変える。 ・キャラクターに帽子をかぶせる。 ・キャラクターに楽器をもたせる。 5 ポスター作成者を決定する。	○ 原案を黒板に掲示して、提案をさせる。 ○ 使用するイラストについて説明させる。 ○ 提案された原案に問題がないか提起する。 ・ 生徒から著作権に関する発言が出なかった場 合は、指導者が著作権について提示する。 ○ 学校は教育活動を円滑に進めるために特別 に「学習者による複製」が法律によって認めら れていることを理解させる。(著作権法第 35 条) ○ 著作者人格権について触れ、キャラクターに 細工を加えてはいけないことを理解させる。 ○ 判断が難しい作品には、指導者が説明する。 ◇ 法律を守りながら、使用するキャラクターを 決定することができたか。
3	6 ポスターを提案する。 ・作成者から作品について説明する。 ・合法的な作品であるか確認する。 7 著作権を考えたときの大切な視点について 考える。	○ ポスター作成者に作品について説明させる とともに、合法的な作品であるか確認する。 ○ 著作権だ、権利だ、侵害だというと冷たい印 象があるが、相手を思いやる心を持つと自然と 著作権の侵害はなくなることを考えさせる。 ◇著作権は著作者に対する思いやりから作られ ている権利であることを理解できたか。 ○ ポスター作成者に感謝の気持ちを伝える。